PCM-62-00-01-PC-Ed.2.4

JIS 認証の手引

お申込～認証、
認証維持に係る各種手続きについて

平成２６年０１月

一般財団法人 電気安全環境研究所（JET）

お客様用(2014.01.06)

JIS認証の手引

(認証を受けようとする事業者の皆様へ)

１．お申込～認証書発行まで

1.1. お申込の対象者

新JISマーク制度の下、JETが行うJIS認証のお申込対象者は、製造業者(国内外)、輸入業者（国内）、販売業者（国内）及び輸出業者（海外）であって、国内又は海外にある工場について、品質管理実施状況を把握しているとともに、JETが工場への現地調査で立入が可能である場合に限ります。(ロット認証は行っていません。)

1.2. お申込の準備

お申込に際し、事前に以下の確認、お申込書類の作成等をお願いします。

（１）認証希望製品とJISとの関係

JETが行うJIS認証の対象JISは、別表１のとおりです。認証希望製品に該当するJISがあるかどうか、ご確認下さい。

また、別表１の表に○印の記載があるJISについては、JETでの試験が可能ですが、△印のJISについては、一部の試験設備が不足しているため、製品試験の際、第三者のラボ、若しくはお申込者等の試験設備を利用させていただく場合があります。

なお、お申込者等の試験設備を利用させて頂く場合は、別途、JET職員による事前の設備確認等が必要となります。（詳細については、４項参照)

（２）認証の区分（お申込の単位)

原則、別表１に記載のJIS毎・工場毎となりますが、JISに定める種類毎等、更に細分化してのお申込みや、旧JIS法の個別審査事項毎といった複数JISを纏めてのお申込みも可能です。

なお、同じJISの製品を製造する複数工場を纏めてお申込の場合、品質管理体制が同一であると判断できれば、一括してお申込み頂くことも可能です。

※：複数JISを纏めてお申込み頂いた場合であっても、製品試験はJIS毎に実施します。

（３）事前のご相談

① お申込内容の確認

お申込に先立ち、認証対象JIS（認証の区分）、認証希望製品（モデル）の概要、認証対象工場、認証希望日等について確認させていただきます。

② 概算見積の作成

お申込内容の確認後、別表２のJIS認証手数料表に基づき、概算見積を作成し、提示させていただきます。なお、類似製品の同時お申込み等、工数の軽減が図れる場合にあっては、手数料の減額が可能となりますので、併せてご相談下さい。

（４）お申込書の作成等

お申込に必要な書類等は下表のとおりです。書類についてはJETのホームページから入手可能ですが、各事業所に電話、FAX、メール等によりお問い合せいただければ、お申込に必要な書類をお送りします。

お申込内容に沿って書類毎に必要事項を記載して下さい。

様式No等	書類名等	提出数
様式第１ 様式第１（別紙１） 様式第１（別紙２） 様式第１（別紙３）	JIS認証申込書 認証マーク等表示方法 確認事項 送付先等確認用紙	各１部
PCM-62-03	JIS認証契約書	２部

（５）お問合せ・お申込書類等のご提出先

一般財団法人　電気安全環境研究所

東京事業所　受付グループ
〒151-8545 東京都渋谷区代々木5-14-12
TEL03-3466-5234　FAX03-3466-9219
E-mail:tokyo@jet.or.jp

横浜事業所　受付・顧客対応グループ
〒230-0004 神奈川県横浜市鶴見区元宮1-12-30
TEL045-582-2151　FAX045-582-2671
E-mail:yokohama@jet.or.jp

関西事業所　総合サービスグループ
〒661-0974 兵庫県尼崎市若王寺3-9-1
TEL06-6491-0251　FAX06-6498-5562
E-mail:kansai@jet.or.jp

（６）お問合せ先

一般財団法人　電気安全環境研究所

名古屋事務所　〒460-0008 愛知県名古屋市中区栄3-2-3
(名古屋日興證券ビル4階)
TEL052-269-8140　FAX052-269-8498
E-mail: nagoya@jet.or.jp

九州事務所　〒812-0011 福岡県福岡市博多区博多駅前1-15-20
(NOF博多駅前ビル2階)
TEL092-419-2385　FAX092-419-2386
E-mail: kyusyu@jet.or.jp

JETホームページ
http://www.jet.or.jp/

1.3. お申込～認証書の発行

お申込書の受理から認証書発行までの手順は下図のとおりです。
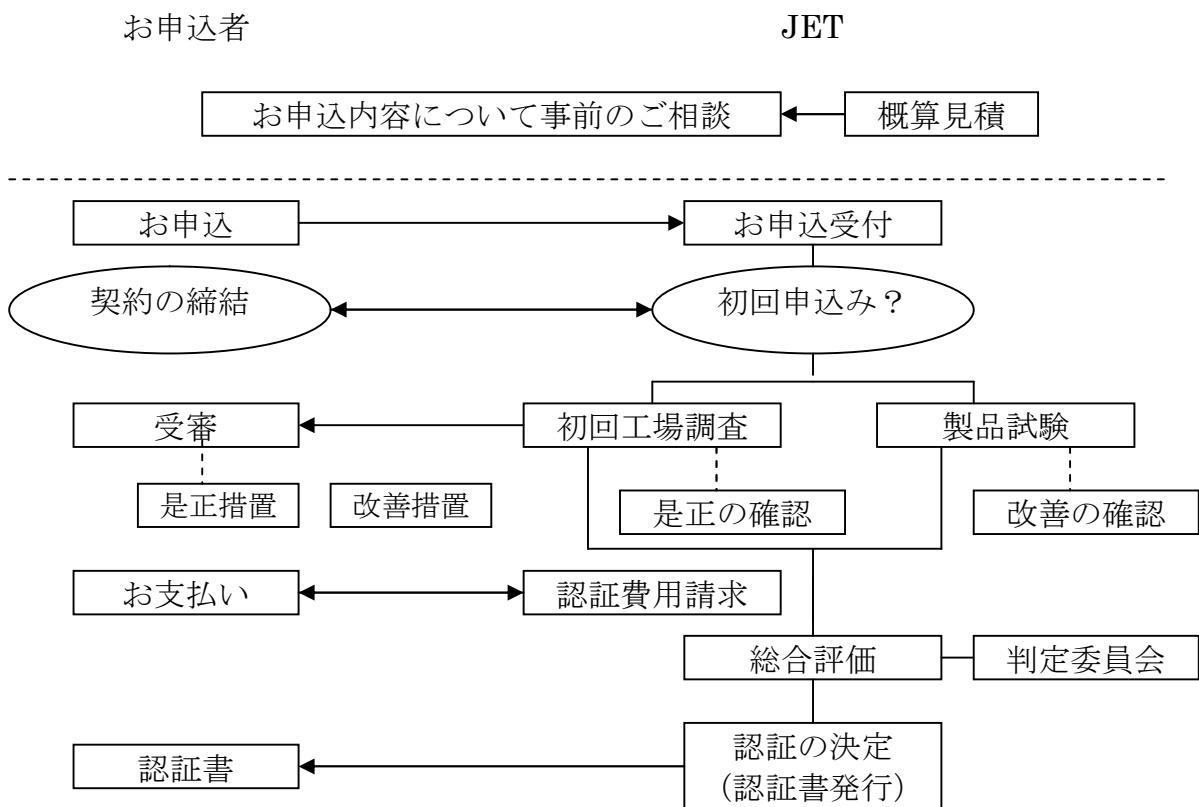
（１）お申込書の受理

1.2（４）項の表中に記載のJIS認証申込書関係書類（様式第１、様式第１(別紙１～３)）及び製品試験を実施するモデルの確定と試験サンプルの抜き取り個数の確認を行い、全てが整った時点で正式に受理となります。

なお、正式受理からの処理期間は概ね３ヶ月以内です。（工場調査及び製品試験において、是正及び改善がある場合には、さらに処理期間が掛かります。）

（２）契約の締結

JETでJIS認証を初めてお申込みいただく際に、お申込者とJETとの間で、認証製品に係る認証マーク等の表示に関する使用許諾等について、契約を締結させて頂きます。お申込書の提出の際に「JIS認証契約書（PCM-62-03）」を２部、記名捺印の上、ご提出下さい。

なお、本契約の締結はお申込者毎初回のみで、以降、１年毎の自動更新となります。

（３）初回工場調査の実施

初回工場調査の目的は、当該工場が「JIS規格の要求事項に適合して、継続的にお申込み製品を製造することができる能力を有していること」を確認するものです。

JIS認証申込書の添付書類として提出頂く「製造工場の品質管理実施状況を説明した書面」として記載頂いた「JIS認証工場調査票 セクションB（様式 J2）」の内容に基づき、事前に書類の評価を行い、その後、事前確認を行った書類を基

に工場調査を実施します。

工場調査では、所定の調査票に従って、①製造設備、②検査設備、③検査方法、④社内規格の整備、⑤原材料の管理、⑥製造工程の管理、⑦製造設備の管理、⑧検査設備の管理、⑨外注管理、⑩苦情処理、⑪記録の管理、⑫実地検証について調査を行い、日本工業規格への適合性の認証に関する省令（以下、「省令」という。）で定める基準への適合性を評価します。

なお、評価するためには、原則６ヶ月、若しくは同等と認められる期間、安定した製品を継続的に製造している実績が必要となります。

（４）製品試験の実施

製品試験の目的は、お申込者の製造工場で継続的に製造された製品が「JIS規格の要求事項に適合していること」を確認するものです。

JIS認証申込書の添付書類として提出頂く「製品等の技術仕様を記載した書面」には、製品試験の際に必要となる情報として、①製品の定格、②写真若しくは図面、③外郭材料、④構成部品一覧表、⑤回路図、⑥表示事項、⑦取扱説明書、⑧その他試験を実施するために必要な情報 を記載して頂きます。

試験サンプルについては、当該認証の対象である工場毎に製造工程を代表するものであって、製品試験を実施するために必要な数をJETの要員がランダムサンプリングで抜き取ります。

なお、JETで実施できない試験項目がある場合等で、JET職員がお申込者等のラボの試験設備を利用する場合、若しくはお申込者等のラボで実施した試験結果を評価・活用する場合については、事前に後述の「４．お申込み者等の試験設備を利用させていただく場合」に基づき、JETが当該ラボの設備確認等を行う必要があります。

（５）認証書の発行

初回工場調査と製品試験の結果が省令に基づく基準及びJIS規格に適合している場合に、JIS認証書（様式第５）を発行します。

1.4. 認証の追加・変更

（１）追加

認証後において、JIS認証書に記載された認証製品の型に新たな型の製品を追加する場合は、JIS認証申込書関係書類（様式第１、様式第１(別紙１～３)）を提出頂く※とともに、製品試験を実施する必要があると判断した場合は、試験サンプルをJET職員がランダムサンプリングで抜き取ります。

また、同様に製造工場を追加される場合には、JIS認証申込書関係書類（様式第１及び様式第１(別紙３)）を提出して頂き、初回に準じた工場調査を実施します。

これらの試験又は工場調査の結果、JIS規格又は省令に基づく基準に適合している場合には、新たなJIS認証書（様式第５）を発行します。

※：「JISに該当する新たな試験項目を実施する必要がある場合」及び「認証書に記載の“認証製品の型”以外の型（種別等）を追加した場合」に限ります。

（２）変更

認証後において、次に掲げる事項を変更しようとするときは、JIS認証に係る各種変更届をJETに提出して頂きます。

① 「認証取得者の名称及び住所」及び「製造工場の名称」を変更する場合は、遅滞なく、「JIS認証に係る変更届（認証書記載事項の変更）」（様式第６）をJETに届け出て頂きます。

② 「認証製品の設計変更」又は「製造品質管理体制の変更」を行う場合は、事前に、「JIS認証に係る変更届（認証製品の設計変更）」（様式第７）又は「JIS認証に係る変更届（製造品質管理体制の変更）」（様式第８）をJETに届け出て頂き※、変更に係る製品試験又は工場調査による確認を受けて頂きます。

※：認証製品の設計変更の届出は、原則「変更したことにより、JISに該当する試験項目が変わる場合」としますが、材質等の変更により特性が著しく変わるような場合は、変更の届出が必要となります。

1.5. 認証マーク等の使用の条件

認証製品への認証マーク等の表示については、別添の「JIS認証マーク等管理要綱（PCM-62-04）」を遵守し、認証取得者の責任の下、使用して頂きます。

なお、ＪＩＳマークの近傍に表示する登録認証機関の名称に代えて、略称承認を受けた「JET」のロゴを表示することができます。
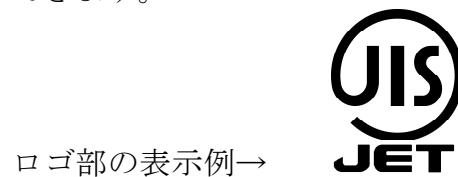
ロゴ部の表示例→

※：認証マーク等の表示方法については、旧法の告示に基づく表示がベースとなります。告示の表示方法を変更する場合は、JIS登録認証機関協議会(JISCBA)を通じ、認証機関、業界及びユーザーのコンセンサスを得る必要があります。

２．認証の継続

（１）定期工場調査

定期工場調査の目的は、当該工場が「JIS認証を取得した製品を認証条件に従って継続的に製造する能力を継続して有していること」を確認するものです。

当該調査は、調査実施日における認証製品の製造の有無にかかわらず、３年毎に１回実施します。調査日程については、事前にJETから調査工場にご連絡し、スケジュールを調整します。

当該調査では、所定の調査票に従って、①製造設備、②検査設備、③検査方法、④社内規格の整備、⑤原材料の管理、⑥製造工程の管理、⑦製造設備の管理、⑧検査設備の管理、⑨外注管理、⑩苦情処理、⑪記録の管理、⑫実地検証について、初回工場調査で確認されたとおり適切に維持されていることを調査します。

（２）抜取試験

抜取試験の目的は、認証製品が「認証時又は変更時と同等製品であること」を確認するものです。

定期工場調査時に、当該調査日までに製造された認証製品の中から試験に必要な数量をランダムサンプリングで抜き取ります。

なお、認証に含まれる工場が複数ある場合、工場毎に認証製品を抜き取ります。

抜き取った認証製品について、JIS規格に基づき試験を実施します。

３．認証の取り消し

（１）JETは、認証取得者から認証取消届により認証の取消しの申し入れがあったときは、当該認証を取り消します。

（２） JETは、認証取得者に次のいずれかの事項が生じ、JETの催告にもかかわらず改善を行わなかったときは、当該認証を取り消します。

① 業務実施要領第16項（製造品質管理体制）の予防措置が講じられなかったとき

② 業務実施要領第12項（認証の変更）に係る措置を拒み、妨げ、又は忌避したとき

③ 業務実施要領第20項（JIS規格の変更）に係る措置を拒み、妨げ、又は忌避したとき

④ 認証製品が日本工業規格に適合せず、かつ、製造品質管理体制が認証基準に適合していない事実を把握したときに執るべき措置を拒み、妨げ、又は忌避したとき

⑤ 業務実施要領第13項（認証継続のための審査）に係る措置を拒み、妨げ、又は忌避したとき

⑥ 業務実施要領第17.1項（認証マーク等の使用停止）の請求をした場合であって、その有効期間内に、認証取得者が認証製品又はその包装等に認証マーク等を表示したとき

⑦ 業務実施要領第17.1項（認証マーク等の使用停止）の請求をした場合であって、その有効期間内に、認証マーク等を表示した製品等であって、日本工業規格に適合しないものを出荷したとき

⑧ 認証取得者が認証マーク等を不適切に使用したとき

⑨ 認証取得者が契約書の条項に違反したとき

⑩ 認証取得者がJETの請求書に記載された支払期日までに費用等の支払いを履行しないとき

（３）JETは、前項の取消をするときは、認証取得者に対して、認証製品又はその包装等に付された認証マーク等を除去し、又は抹消するように請求します。

４．お申込み者等の試験設備を利用させていただく場合

別表１の表に〇印の記載があるJISについては、JETでの試験が可能ですが、△印のJISについては、一部の試験設備が不足しているため、製品試験の際、第三者のラボ、若しくはお申込者等のラボを利用させて頂くことになります。

お申込み者の合意の下で第三者のラボを利用する場合は、当該ラボでの試験実施に必要なサンプルをJET職員が工場に伺いランダムサンプリングで抜き取ります。

また、お申込者等のラボを利用させて頂く場合は、以下の2通りの方法から選択して頂きます。

（１）出張試験

「JIS認証製品試験実施手順」に基づき、お申込み者の合意の下、お申込み者の工場その他当該製品試験に必要な設備を備える場所に出張して製品試験を実施します。

出張試験を実施するためには、事前にJET職員が出張先のラボに伺い、様式Cに示すチェックリストに従って試験設備等の確認を行う必要があります。

また、当該ラボでの試験実施に必要なサンプルをJET職員が工場に伺いランダムサンプリングで抜き取ります。

（２）JISメーカラボ

JETの「JIS認証試験データ検証手順(PCM-62-92)」に基づき、JET職員によるJIS Q 17025をベースとする事前のラボ審査を行い、当該ラボを登録・維持（登録後のラボを「JISメーカラボ」と称す。）することで、JISメーカラボの作成した試験成績書を製品試験に活用することができます。

JISメーカラボのお申込から登録・維持までの流れは、概略以下のとおりです。
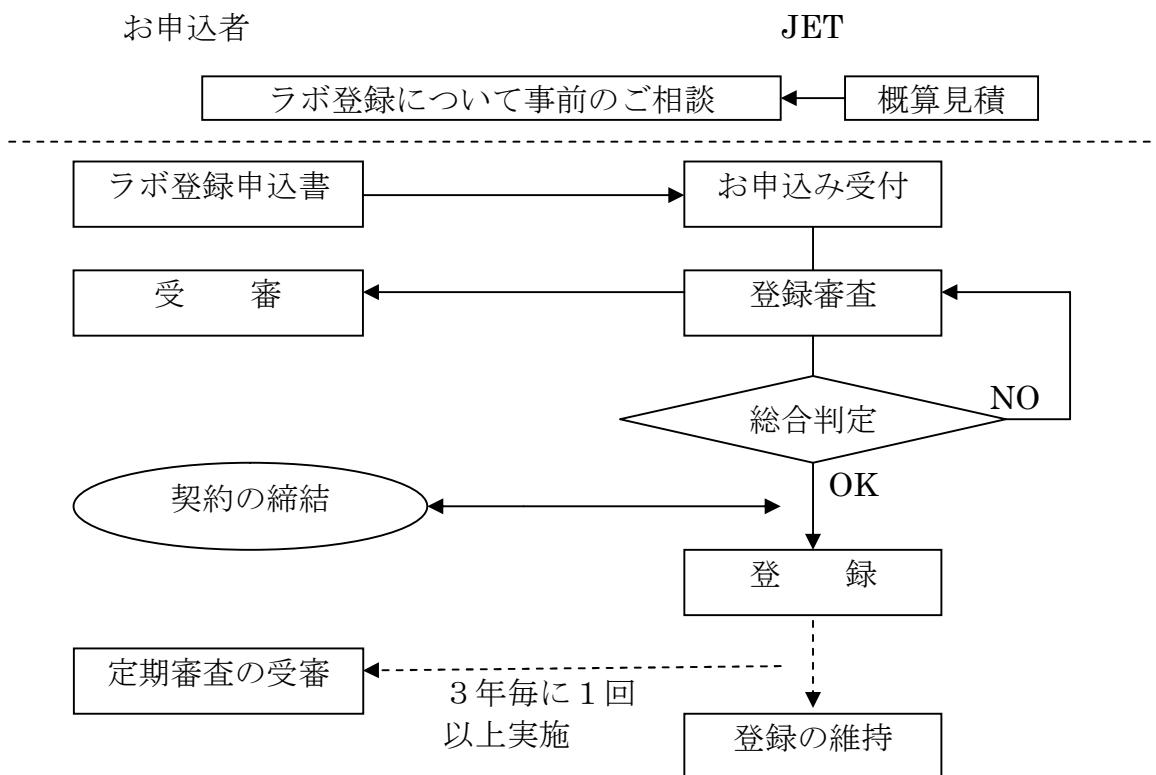
１）ラボ登録の要件

JETは、登録審査を実施し、次の登録要件に適合していることを確認したときは、適用範囲を明示してラボの登録を行います。

① 適用JISに基づき試験を実施するために必要な試験場所、試験用電源、計測器、試験装置等を備えていること。（設備確認）

② 適用JISに基づいて試験を実施するに十分な知識及び技術的能力を有していること。（技術審査）

③ 品質システムは、JIS Q 17025の該当する要求事項に適合していること。（システム審査）

２）お申込

「JISラボ登録申込書（様式第一）」によりお申込み頂きます。

添付資料として、事前のご相談内容に基づき、設備リスト、品質マニュアル等規程類について、必要な書類を提出して頂きます。

３）登録審査

JETは、ラボに対して次の審査を実施します。

① 設備確認

試験環境及び電源の変動・歪率を確認するとともに、認定範囲内の試験を実施するために必要な設備、測定器等が具備されており、かつ、これらが適切に校正、点検されていることを確認します。

② 技術審査

登録を受けようとするラボの試験員がJIS規格に基づいて、試験を実施するに十分な知識及び技術的能力を有していることを確認します。

③ システム審査

JIS Q 17025に基づくJETの要求事項への適合性を確認し、判定します。この場合、試験所認定制度に基づき認定を取得している場合には、審査の範囲・程度を考慮することができます。なお、当該認定がこの手順に参加する製品又は類似製品を含んでいることが前提となります。

４）契約・登録

総合判定の結果、OKとなった場合には、お申込者とJETとの間で「製品試験に関する契約書（様式第二）」を締結し、JIS認証試験登録ラボリストに登録の種類、適用範囲等を登録します。

５）ラボ登録の維持

登録の要件への継続的適合性の確認のため、３年毎に１回以上ラボを訪問し、定期審査を実施します。

６）試験成績書の活用

JET職員がラボによって予め作成された試験成績書の内容を確認し、当該試験・検証の結果が適切であるときは、製品試験に活用します。

※１：認証業務に従事する者

１）認証業務に従事する者は、別に定める規定により、実務経験からみて十分な認証業務を遂行できる能力を有していると認めた者とします。

２）認証業務に従事する者は、認証の公共性及び重要性を自覚し、管理者の指示に従い厳正に職務を遂行します。

３）この業務を公平に行うため、JETの役員又は職員が現に製造業者等の役員若しくは使用人である場合又は過去２年間に製造業者等の役員若しくは使用人であった場合には、当該製造業者等が製造し、又は輸入した鉱工業品等の認証業務に携わらないものとします。

※２：苦情及び異議申し立てについて

当業務についてのご不満等は、書面にて承ります。JETの回答による苦情処理に対してなお不服がある場合には、不服の内容を書面にてご提出頂ければ、異議申し立てとして対応させて頂きます。

別表１

JETが行うJIS認証の対象JIS

区分	規格番号	タイトル	JET の試験対応状況
B 一般機械	JISB2031	ねずみ鋳鉄弁	△
	JISB2051	可鍛鋳鉄10Kねじ込み形弁	△
	JISB2311	一般配管用鋼製突合せ溶接式管継手	△
	JISB2312	配管用鋼製突合せ溶接式管継手	△
	JISB2313	配管用鋼板製突合せ溶接式管継手	△
	JISB8314	浅井戸用電気井戸ポンプ	△
	JISB8318	深井戸用電気井戸ポンプ	△
	JISB8616	パッケージエアコンディショナ	○
C 電子機器及び電気機械	JISC2254	電熱用マイカ板	○
	JISC2320	電気絶縁油	△
	JISC2336	電気絶縁用ポリ塩化ビニル粘着テープ	△
	JISC2351	エナメル線用ワニス	△
	JISC2521	電気抵抗用銅ニッケル線、帯、条及び板	△
	JISC2522	電気抵抗用銅マンガン線、棒及び板	△
	JISC2532	一般電気抵抗用線、条及び板	△
	JISC2805	銅線用圧着端子	△
	JISC2806	銅線用裸圧着スリーブ	△
	JISC2807	絶縁被覆付閉端接続子	△
	JISC2808	医用接地センターボディ及び医用接地端子	△
	JISC3101	電気用硬銅線	○
	JISC3102	電気用軟銅線	○
	JISC3104	平角銅線	○
	JISC3202	エナメル線	△
	JISC3301	ゴムコード	○
	JISC3306	ビニルコード	○
	JISC3307	600 V ビニル絶縁電線（IV）	○
	JISC3312	600V ビニル絶縁ビニルキャブタイヤケーブル	○
	JISC3315	口出用ゴム絶縁電線	△
	JISC3316	電気機器用ビニル絶縁電線	○
	JISC3317	600V 二種ビニル絶縁電線	○
	JISC3323	600Vけい素ゴム絶縁電線	○
	JISC3327	600Vゴムキャブタイヤケーブル	○
	JISC3340	屋外用ビニル絶縁電線（OW）	○
	JISC3341	引込用ビニル絶縁電線（DV）	○
	JISC3342	600V ビニル絶縁ビニルシースケーブル(VV)	○
	JISC3401	制御用ケーブル	○
	JISC3404	溶接用ケーブル	○
	JISC3408	エレベータ用ケーブル	○
	JISC3502	テレビジョン受信用同軸ケーブル	△
	JISC3605	600V ポリエチレンケーブル	○
	JISC3606	高圧架橋ポリエチレンケーブル	○
	JISC3612	600V 耐燃性ポリエチレン絶縁電線	○
	JISC3621	600VEPゴム絶縁ケーブル	○
	JISC4901	低圧進相コンデンサ	△
	JISC4908	電気機器用コンデンサ	△
	JISC7501	一般照明用電球	△
	JISC7503	鉄道用電球	△
	JISC7523	家庭用小形電球	○
	JISC7530	ボール電球	△
	JISC7601	蛍光ランプ（一般照明用）	△
	JISC7603	蛍光ランプ用グロースタータ	△
	JISC7651	一般照明用電球形蛍光ランプ	△

	JISC8106	施設用蛍光灯器具	△
	JISC8108	蛍光灯安定器	○
	JISC8112	蛍光灯卓上スタンド(勉学・読書用)	△
	JISC8115	家庭用蛍光灯器具	○
	JISC8117	蛍光灯電子安定器	○
	JISC8201-2-1	低圧開閉装置及び制御装置－第 2－1 部:回路遮断器(配線用遮断器及びその他の遮断器)	△
	JISC8201-2-2	低圧開閉装置及び制御装置－第 2－2 部:漏電遮断器	△
	JISC8201-3	低圧開閉装置及び制御装置－第 3 部:開閉器、断路器、断路用開閉器及びヒューズ組みユニット	△
	JISC8211	住宅及び類似設備用配線用遮断器	△
	JISC8221	住宅及び類似設備用漏電遮断器−過電流保護装置なし	△
	JISC8222	住宅及び類似設備用漏電遮断器−過電流保護装置付き	△
	JISC8303	配線用差込接続器	○
	JISC8304	屋内用小形スイッチ類	○
	JISC8305	鋼製電線管	○
	JISC8309	金属製可とう電線管	○
	JISC8313	配線用つめ付きヒューズ	○
	JISC8314	配線用筒形ヒューズ	○
	JISC8319	配線用ねじ込みヒューズ及び栓形ヒューズ	○
	JISC8330	金属製電線管用の附属品	△
	JISC8340	電線管用金属製ボックス及びボックスカバー	△
	JISC8350	金属製可とう電線管用附属品	○
	JISC8358	電気器具用差込接続器	○
	JISC8366	ライティングダクト	○
	JISC8369	光電式自動点滅器	○
	JISC8380	ケーブル保護用合成樹脂被覆鋼管	△
	JISC8411	合成樹脂製可とう電線管	○
	JISC8412	合成樹脂製可とう電線管用附属品	○
	JISC8425	屋内配線用合成樹脂線ぴ(樋)	○
	JISC8430	硬質塩化ビニル電線管	○
	JISC8432	硬質塩化ビニル電線管用附属品	○
	JISC8435	合成樹脂製ボックス及びボックスカバー	○
	JISC9108	電気掃除機	○
	JISC9209	電気こたつ類	△
	JISC9210	電気毛布	○
	JISC9212	電気がま及び電気ジャー	△
	JISC9250	電子レンジ	○
	JISC9300-11	アーク溶接装置－第11部:溶接棒フォルダ	△
	JISC9300-12	アーク溶接装置－第12部:溶接ケーブルジョイント	△
	JISC9502	自転車用発電ランプ	△
	JISC9603	換気扇	△
	JISC9606	電気洗濯機	△
	JISC9607	電気冷蔵庫及び電気冷凍庫	△
	JISC9608	回転ドラム式電気衣類乾燥機	△
	JISC9612	ルームエアコンディショナ	○
	JISC9613	ヘヤドライヤ	△
	JISC9614	電気かみそり	△
	JISC9711	屋内配線用電線接続用工具	△
G 鉄鋼	JISG3459	配管用ステンレス鋼管	△
	JISG3460	低温配管用鋼管	△
	JISG3463	ボイラ・熱交換器用ステンレス鋼管	△
	JISK6723	軟質ポリ塩化ビニルコンパウンド	△
	JISK6739	排水用硬質ポリ塩化ビニル管継手	△
	JISK6741	硬質ポリ塩化ビニル管	△

K 化 学	JISK6742	水道用硬質ポリ塩化ビニル管	△
	JISK6743	水道用硬質ポリ塩化ビニル管継手	△
	JISK6761	一般用ポリエチレン管	△
	JISK6762	水道用ポリエチレン二層管	△
	JISK6769	架橋ポリエチレン管	△
	JISK6770	架橋ポリエチレン管継手	△
	JISK6776	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管	△
	JISK6777	耐熱性硬質ポリ塩化ビニル管継手	△
	JISK6778	ポリブテン管	△
	JISK6779	ポリブテン管継手	△
	JISK6787	水道用架橋ポリエチレン管	△
	JISK6788	水道用架橋ポリエチレン管継手	△
	JISK6792	水道用ポリブテン管	△
	JISK6793	水道用ポリブテン管継手	△
	JISK6912	熱硬化性樹脂積層板	△
	JISK9797	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル三層管	△
	JISK9798	リサイクル硬質ポリ塩化ビニル発泡三層管	△
T 医 療 安 全 用 具	JIST1021	医用差込接続器	△
	JIST9201	手動車いす	△
	JIST9203	電動車いす	△
	JIST9208	ハンドル形電動車いす	△
	JIST9254	在宅用電動介護用ベッド	△

別表２

JIS認証手数料表

1. 登録料

1）新規登録料

認証対象品の「認証の区分」毎に「表1：登録手数料表」に掲げる額とします。

2）追加登録料

認証製品と同一の「認証の区分」の場合に限り、追加登録する毎に「表1：登録手数料表」に掲げる額とします。

表1：登録手数料表　（円）

登録の種類	手数料
新規	90,000
追加	50,000

注1：「認証の区分」とは、日本工業規格の種類、製品名等とします。
注2：同時に複数のお申込みを頂いた場合、２件目以降の手数料を減額します。

2. 登録維持料

登録維持料は、認証を行った翌年度（４月１日から翌年の３月31日まで）から毎年継続的に発生するもので、「表2：登録維持手数料表」に掲げる額とします。

表2：登録維持手数料表　（円）

登録維持の種類	手数料
維持基本（認証取得者毎）	90,000
年間維持（認証の区分毎）	30,000

注：複数の「認証の区分」を登録頂いている場合、２以上の「認証の区分」の年間維持料を減額します。

3. 工場調査料

申込みの製品等を製造する工場毎に「表3：工場調査手数料表」に掲げる額に出張旅費等実費（JET旅費規程による）を加えた額とします。

表3：工場調査手数料表　（円）

調査の種類	手数料
初回工場調査	350,000
定期工場調査	200,000

注1：調査時間（移動時間を含む）が２日以上となる場合は、超過の半日毎に初回工場調査にあっては60,000円、定期工場調査にあっては40,000円を加算します。
注2：臨時工場調査の手数料は、「初回工場調査の欄の額」を適用します。
注3：再工場調査(是正確認等)の手数料は、実費（12,000円／時間）を勘案し決定します。
注4：「品質管理体制が同一の複数工場」及び「複数の規格（個別審査事項）製品を製造している工場」をお申込み頂いた場合は、合計の工場調査料を工数に応じて減額します。

4. 試験料

申込みのモデルに対する製品試験（基本試験、設計変更試験、抜取試験、臨時試験、試験基準変更試験、改善試験）の試験料は、「表4；試験手数料表」に掲げる「試験(評価)工数に応じた額」とします。

表4：試験手数料表　（円）

項　　目	手　数　料
試験(評価)工数に応じた額	12,000／時間

注1：製品試験の一部又は全部を出張試験で行う場合において、認証申込者の工場等の試験環境､試験設備等の的確性の確認に要する費用は､12,000円／時間とします。

注2：出張試験にかかる費用は、上記注１の設備等的確性の確認費用＋試験手数料に、出張旅費等実費（JET旅費規程による）を加えた額とします。

注3：認証を希望される製品に該当する全ての試験項目について、代表サンプルで試験を実施します。

5. 変更料

「表5：変更手数料表」に掲げる額とします。

表5：変更手数料表　（円）

項　　目	手　数　料
認証書記載事項の変更	24,000（申込の区分毎）
認証製品の設計変更	24,000（申込の区分毎） ＋ 表4の試験料
製造品質管理体制の変更	24,000（申込の区分毎） ＋ 表3の定期工場調査料

注：変更内容の確認のために工場調査又は製品試験を伴う場合は、それぞれ表3の工場調査料又は表4の試験料を加えた額とします。

6. 認証書等の発行料

「表6：発行手数料表」に掲げる額とします。

表6：発行手数料表　（円）

項　　目	手　数　料
認証書再発行	12,000
認証書複本	12,000
認証書（最新版）	20,000
試験成績書	工数に応じて24,000～60,000

注1：表中の項目に掲げる認証書再発行、認証書複本及び試験成績書については、お申込者のご希望により発行するものです。

注2：試験成績書の内容は、代表サンプルで行った試験内容となります。特定モデルの試験成績書をご希望の場合は、お申込時にご相談下さい。

注3：英文による試験成績書をご希望の場合は、翻訳料として翻訳業界の単価による実費を手数料に加算させて頂きます。

7. 取下料

認証申込及び各種変更届出後、認証申込者又は認証取得者の都合により認証申込書の取下げを行うときは、「表7：取下手数料表」に掲げる額とします。

表7：取下手数料表 （円）

項　　　目	手　数　料
試験、工場調査に着手	第3項の工場調査及び第4項の試験に要した工数に相当する額
試験、工場調査が終了	第3項の工場調査料及び第4項の試験料

8. 試験品返還料

指定の期日までに試験品を引き取られないときは、着払いにて返送します。この際、梱包に係る費用の実費を別途請求します。なお、やむを得ず保管延長をするときは、別途保管料を請求します。

9. 特別措置

1) 特に認証取得を急がれる旨の申し出があったときは特急扱いとし、試験料を試験期間短縮の度合いにより第4項の試験料の3倍を限度として請求します。なお、JETの都合によりそのお申し出に添えない場合があります。

2) JETの都合により、第4項の試験料によらない場合があります。この場合は、事前に認証申込者と合議することとします。

10. 手数料表にない手数料

1) この手数料表に定めのない手数料については、実費（12,000円／時間）を勘案して決定します。

2) この手数料表の手数料に消費税を加算します。

JIS 認証試験データ検証手順に基づく手数料

１．審査関連費用

（１）設備確認・技術審査・システム審査（初期及び維持）

工数に応じた見積額：12,000／時間

（２）旅費等

JET 旅費規程による額

２．登録関連費用

（１）初期登録料

ラボ毎に 50,000 円

（２）登録維持基本料（次年度以降に発生）

ラボ毎に 30,000 円

３．登録内容の変更関連費用

工数に応じた見積額：12,000／時間

４．試験成績書の活用等

ラ ボ の 種 類	手　数　料
JISメーカラボ	試験成績書の評価工数に応じた見積額：12,000／時間
第三者試験機関のラボ	第三者試験機関のラボの請求額＋試験成績書の評価工数に応じた見積額：12,000／時間

様式第１

受付番号：

JIS認証申込書

年　　月　　日

一般財団法人　電気安全環境研究所　御中

認証申込者住所氏名（社名及び代表者名）
（認証書に記載する住所氏名を記載して下さい。）

下記の製品について、JIS認証業務規程に基づく認証を受けたいので、同業務規程の規定により次のとおり申し込みます。

記

1. 製品名：（認証に係る日本工業規格の鉱工業品の名称）

2. 製品の型：（複数の場合は全て記載して下さい：この欄に記載できない場合は、別紙として添付して下さい）

3. 製造工場：（複数の場合は全て記載して下さい：この欄に記載できない場合は、別紙として添付して下さい）
   工場名：
   住所：

4. 試験基準：（認証に係る日本工業規格の番号及び日本工業規格の種類又は等級を記載して下さい）

5. 申込み：　□　新規認証申込
   □　追加認証申込（認証書番号：　　　　　　　　　　）

6. 添付書類：　□　製品等の技術仕様を記載した書面（試験品の定格、写真若しくは図面、外郭材料、構成部品一覧表、回路図、表示事項、取扱説明書、その他試験を実施するために必要な情報を記載願います。）
   □　製造工場の品質管理実施状況を説明した書面

7. 認証マーク等表示方法：　別紙のとおり

8. 申込みに関する責任者：（所属部署、役職、氏名等を記入して下さい。）（必ず押印して下さい。）
   氏名：

   住所：

   TEL:　　　　　　　FAX:　　　　　　　E-mail:

様式第１（別紙１）

受付番号：

認証マーク等表示方法

1. 認証製品の本体への表示：（□にチェック願います）
   - □ 認証マーク（JISマーク）
   - □ 適合する日本工業規格の番号
   - □ 適合する日本工業規格の種類又は等級
   - □ JETの名称又はJETの略称（JETのロゴ）
   - □ 認証取得者名又は認証取得者の略称若しくは登録商標等
   - □ 製品の型
   - □ 認証番号
   - □ 日本工業規格に規定されている表示事項
   - □ その他

2. 認証製品の包装への表示：（□にチェック願います）
   - □ 認証マーク（JISマーク）
   - □ 適合する日本工業規格の番号
   - □ 適合する日本工業規格の種類又は等級
   - □ JETの名称又はJETの略称（JETのロゴ）
   - □ 認証取得者名又は認証取得者の略称若しくは登録商標等
   - □ 製品の型
   - □ 認証番号
   - □ 日本工業規格に規定されている表示事項
   - □ その他

3. 表示方法：（印刷、押印、刻印、荷札等の容易に消えない具体的な方法を記載して下さい。）
   - □ 認証製品の本体への表示
   - □ 認証製品の包装への表示

4. 認証マーク等表示事例：（認証製品の本体及び包装への表示事例を別紙として添付して下さい）
   別紙のとおり

5. 略称又は登録商標等の表示：（□にチェック願います）
   - □ あり（別紙に記載のとおり）
   - □ なし

様式第１（別紙２）

受付番号：

【確認事項】

1. この申込みは、試験品、必要書類及び認証費用概算額受領後に完了します。

2. 受付確認日より6ケ月以内に試験品及び必要書類を受領しないときは、この申込みは、認証申込者の都合により取り下げられたものとします。

3. 試験品の受け渡しは、東京、横浜又は関西の何れかの事業所とします。JETより指定のあった事業所に送付願います。なお、これに関する輸送についての責任は申込者とします。

4. 送付された試験品等に損傷又は欠陥があって、JETが申込者にこの旨をお知らせしたときは、申込者は速やかに対策を講ずるものとします。

5. JETは、試験品を返還するときは、試験を終了した状態で返還します。この場合において、試験によって生じた分解及び損傷について、JETは一切その責任を負わないものとします。

6. 申込者は、試験済品等の引取りを試験完了後50日以内に行うものとし、引取期限内に引き取らないときは、JETで廃棄処分しても異存はないものとします。この場合において、試験済品等の引取り又は廃棄に係る費用は、申込者が負担するものとします。

7. 認証申込者は、初回工場調査の実施について要求されたときは、JET職員が製造工場に立ち入り、必要な調査をすることに同意します。

8. その他、認証申込者はＪＩＳ認証業務規程の規定を遵守し、かつ、認証される製品の評価に必要なすべての情報を提供することに同意します。

認証申込者は、認証の申込みにあたり、以上の事項を確認しました。

☐ 確認事項の内容を承諾します。（☐にチェック願います）

様式第１（別紙３）

受付番号：

送付先等確認用紙

この申込みに係る連絡・送付先は、次のとおりです。（□にチェック願います）

☐ JETからのお問い合わせ先；
　☐ 申込書の申込責任者　☐ 下記の連絡先1　☐ 下記の連絡先2

☐ 認証書の送付先；
　☐ 申込書の申込責任者　☐ 下記の連絡先1　☐ 下記の連絡先2

☐ 請求書送付先；
　☐ 申込書の申込責任者　☐ 下記の連絡先1　☐ 下記の連絡先2

☐ 試験済品等の返還；
　☐ 着払いにて返送を希望
　☐ 申込書の申込責任者　☐ 下記の連絡先1　☐ 下記の連絡先2
　☐ 引き取る
　☐ JETでの廃棄を希望（小型のものに限り、廃棄に係る費用は申込者が負担する）

記

連絡先1：
　会社名：
　住所：

　担当者名：
　所属・役職：

　TEL:　FAX:　E-mail:

連絡先2：
　会社名：
　住所：

　担当者名：
　所属・役職：

　TEL:　FAX:　E-mail:

JIS認証契約書

認証取得者（以下「甲」という。）と一般財団法人電気安全環境研究所（以下「乙」という。）は、乙による認証に基づく甲に対する認証マーク等の使用に関し、次のとおり契約する。

第1条　用語の定義

この契約に関する基本的な用語の定義は、次のとおりとする。

1）製品等

甲が製造又は販売する鉱工業品等であって、本契約により認証の対象となるものをいう。

2）製造工場

製品等を製造する一つ又は複数の工場であって、当該認証に係る品質管理体制の評価が必要な工場をいう。

3）製品試験

製品等が日本工業規格に適合していることを確認するために乙が実施する試験をいう。

4）工場調査

製品等を製造する製造工場の品質管理体制が国及び乙の定める基準に適合していることを確認するために乙が実施する調査をいう。

5）認証

製品試験及び工場調査の結果が日本工業規格並びに国及び乙の定める基準に適合していることを評価し、これを登録することをいう。

6）認証書

製品等が認証されていることを証明する乙が発行した文書をいう。

7）認証製品

認証された製品等をいう。

8）認証マーク等

次に掲げる表示の総称をいう。

① 認証マーク（工業標準化法（昭和24年法律第185号。以下「法」という。）に基づく日本工業規格への適合性の認証に関する省令（平成17年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第6号。以下「省令」という。）第1条第1項及び第2項に定める様式の表示

② 適合する日本工業規格の番号

③ 適合する日本工業規格の種類又は等級

④ 乙の名称又は略号

⑤ ①から④までの表示に付記する表示で、日本工業規格に定められる表示事項、認証取得者名又は略号、認証番号、製造の時期又は略号、製造業者名又は略号、製造工場名又は略号（製造工場が複数の場合はその識別表示)、その他乙が必要とする事項のうち該当するもの

9）認証継続評価

乙が行った甲の認証を継続するかどうかを判断するための乙の措置であり、認証継続のための製品試験及び工場調査で構成される。

10)国が定める認証の基準
- ✧ 法第19条第1項及び第2項に定める「表示」
- ✧ 法第19条第3項に定める「認証に係る審査の方法」
- ✧ 法第31条第2項に定める「認証の業務の方法の基準」
- ✧ 省令第1条に定める「表示」
- ✧ 省令第2条に定める「品質管理体制の審査の基準」
- ✧ 省令第9条及び第10条に定める「認証に係る審査の実施時期及び頻度」
- ✧ 省令第11条から第13条までに定める「認証に係る審査の方法」
- ✧ 省令第14条に定める「認証に係る公表の基準」
- ✧ 省令第15条及び第16条に定める「違法な表示等に係る措置の基準」
- ✧ 省令第18条に定める「認証契約の内容に係る基準」
- ✧ 省令第19条に定める「被認証者等に対する通知の基準」
- ✧ 省令第20条に定める「認証に係る秘密の保持の基準」
- ✧ JISQ1001（適合性評価－日本工業規格への適合性の認証－一般認証指針）

11)乙が定める認証の基準

乙が「国が定める認証の基準」に基づいて定めた認証の業務の方法等の基準をいう。

第2条　認証等
1. 乙は、甲の製品等及び製造工場の品質管理体制について、対応する日本工業規格並びに国及び乙が定める認証の基準（以下「認証基準」という。）に適合していると認められるときは、認証を行い、認証書を発行する。
2. 乙は、認証基準に適合しているかどうか通常必要とされる注意義務をもって行うものであり、個別の認証製品毎の性能及び安全性を保証するものではない。

第3条　権利及び義務
1. 乙は、甲が本契約に基づいて、認証製品及び製造工場の品質管理体制について、認証基準に適合させている限りにおいて、認証マーク等の表示の使用について許諾する。
2. 甲は、乙が対応する日本工業規格への適合性を確認するために供した試験用の製品等と同一条件において認証製品が製造されることを確保しなければならない。
3. 甲は、認証されていない製品等が認証製品であるかのような公表その他第三者の誤解を招くような公表をしてはならない。
4. 甲は、乙が認証製品及び製造工場の品質管理体制が認証基準に適合していることを確認するため、製造工場の通常の業務時間内において、乙の指名する者が当該工場の関係部分に、予告なしで立ち入ることを妨げてはならない。

第4条　認証マーク等の表示の使用許諾の条件及び範囲
1. 乙は、甲に対し認証製品の本体並びにその包装、容器、送り状等に限り、認証の有効期間中、本契約に規定される条件に基づき、認証書に記載されている認証の範囲において、認証マーク等の使用を許諾する。
2. 甲は、認証マーク等の表示の使用について責任を有し、乙が別に定める「JIS認証マーク等管理要綱」を遵守する。
3. 甲は、認証製品が対応する日本工業規格に適合することを、甲が実施する試験又はその他適切な方法をもって確認して、認証製品に認証マーク等を使用する。
4. 甲は、認証製品に認証マーク等の表示を使用したときは、その数量及び時期を記

録する。

第5条　認証の有効期間

本契約に基づきなされた認証の有効期間は、認証から第22条の規定により認証の取消しとなるまでの間とする。ただし、本契約が解除その他の事由により終了したときは、その時までとする。

第6条　契約の有効期間

本契約の有効期間は、本契約成立の日から当該年度の3月31日までとし、契約期間満了の１ケ月前までに甲又は乙のいずれからも契約解除の意思表示がないときは、本契約はさらに１年間更新されるものとし、以後この例による。

第7条　試験用の製品等の提供

甲は、乙から認証又は認証継続のための評価に必要であると要求されたときは、試験用の製品等を無償で乙に提供するものとする。また、乙は、試験等によって生じた製品等の解体及び損傷について、一切その責任を負わないものとする。

第8条　認証継続評価

1. 乙は、認証製品及び製造工場の品質管理体制が認証基準に継続して適合していることを確認するため、製品試験及び工場調査を行う。
2. 乙は、認証書に記載された製造工場に対して、原則として３年毎に1回定期工場調査を行う。ただし、乙は、その頻度を増減することができる。
3. 乙は、定期工場調査を原則として予告なしに行う。ただし、乙は、調査の目的を損なうことがないと認めたときは、甲に予告を行うことができる。
4. 乙は、認証製品及び製造工場の品質管理体制について、次の各号に掲げる事由の一に該当するときは、当該工場に対し甲の費用負担において、臨時工場調査を行うことができる。
   1) 認証基準に適合しないことが判明したとき
   2) 認証製品の設計変更、製造工場の品質管理体制の変更、日本工業規格の改正等により、認証基準への適合に影響を及ぼすと乙が判断したとき
   3) 第三者から認証基準に適合していない旨の苦情を受けたときであって、乙が必要と判断したとき
5. 甲は、乙が工場調査の目的を達成するため、製造工場の就業時間内に必要な限度において当該工場の関係部分に立ち入ること及び認証製品に関する社内規格、記録等を閲覧することを拒否しない。
6. 乙は、工場調査の実施に際して、製造工場の従業員に適用される安全規則を遵守する。

第9条　変更の通知等

1. 甲は、認証製品の設計変更を行うとき又は認証製品の製造工場の品質管理体制を変更するときは、事前に乙に文書で通知し、乙の指示に従って必要な措置をとる。
2. 甲は、認証書に記載された事項に変更が生じたときは、速やかに乙に文書で通知する。乙は、当該通知に基づき必要な措置をとる。
3. 甲は、認証書に記載された製品等又は製造工場を追加するときは、乙に対して、事前に追加の申込をする。乙は、当該申込に基づき必要な措置をとる。

第10条 認証基準の変更等

甲は、乙から認証基準その他認証に関する事項の変更について通知を受けたときは、当該通知に従って必要な措置をとる。

第11条 認証等の公表

乙は、認証、認証の取消又は契約の解除を行ったときは、省令に定める事項、時期、期間について、乙のホームページ、刊行物等に掲載する方法により公表する。

第12条 試験等に際しての損害

乙は、製品試験又は工場調査に際し甲に生じた損害については、乙に故意又は過失があったときを除き、その責任を負わないものとする。

第13条 第三者への業務の委託

乙は、甲の同意を得て、認証業務の一部を第三者に委託することができる。

第14条 承継

甲は、認証に係る事業の全部を譲渡し、又は甲について相続若しくは合併があるときは、事前の書面による乙の同意を得て、認証の全てを承継させることができる。

第15条 苦情等の処理

1. 甲の認証製品に関して、第三者から苦情が申し立てられ又は甲と第三者との間において紛争が生じたときは、甲はその責任と負担において解決を図るものとする。
2. 前項の場合において、乙が第三者に対し損害賠償その他の負担をさせられたときは、甲は乙の求償に応ずるものとする。
3. 乙は、認証製品の認証基準への適合性、事故原因究明、再発防止策等について、甲に協力する。
4. 甲は、認証製品につき第三者から申し立てられた苦情を受け付け、当該苦情の内容、処理の方法、苦情原因の解析、再発防止のための対応方法等を記録する。
5. 乙は、前項の記録を閲覧できるものとし、甲は、乙から請求があったときは、これを提出する。
6. 第三者が乙に対して認証製品に対する苦情を申し立てたときは、乙は、これを甲に通知する。

第16条 機密の保持

乙は、甲から知り得た製品等及びその製造に関する一切の情報を認証業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し又は甲の承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏らしてはならないものとする。ただし、契約締結時に公知であった情報、契約締結後に乙の故意又は過失によらずに公知になった情報及び乙が第三者から適法に取得した情報は除く。

第17条 改善催告

乙は、甲に次の各号に掲げる事由の一が生じたときは、甲に対し、これを改善するよう催告し、甲は当該催告に従って必要な予防措置を講じる。

1) 甲の製造工場の品質管理体制が認証基準に適合していないとき
2) 認証製品以外の製品等又はその包装、容器若しくは送り状（以下「包装等」という。）に認証マーク等を表示しているとき又はこれと紛らわしい表示を付しているとき

3) 認証製品以外の製品等の広告に、認証されていない製品等が認証製品であるかのような表示を表示しているとき又はこれと紛らわしい表示を使用しているとき
4) 認証されていない製品等が認証製品であるかのような公表その他第三者の誤解を招くような公表をしたとき

第18条 認証マーク等の使用の一時停止等

乙は、甲に次の各号に掲げる事由の一が生じたときは、認証マーク等の使用を停止するとともに、認証マーク等が付された製品等を出荷しないように甲に求めることができる。

1) 認証製品が日本工業規格に適合していないとき
2) 甲の製造工場の品質管理体制が認証基準に適合していないときであって、認証製品が日本工業規格に適合しなくなるほど重大なものであるとき
3) 前条の予防措置の報告がないとき

第19条 認証の取消

1. 甲に次の各号に掲げる事由の一が生じ、乙の催告にもかかわらず改善を行わなかったとき又は甲から認証の取消しの申し入れがあったときは、乙は認証を取り消すことができる。
   1) 第8条の認証継続評価に係る措置を拒み、妨げ、又は忌避したとき
   2) 第17条の改善催告に係る措置を拒み、妨げ、又は忌避したとき
   3) 第18条の請求をした場合であって、その有効期間内に、甲が認証製品又はその包装等に認証マーク等を表示したとき
   4) 第18条の請求をした場合であって、その有効期間内に、甲が認証マーク等を表示した製品等であって、日本工業規格に適合しないものを出荷したとき
   5) 甲が認証マーク等を不適切に使用したとき
   6) 甲が本契約に違反したとき
   7) 甲が乙の請求書に記載された支払期日までに費用等の支払いを履行しないとき
2. 乙は、前項の取消をするときは、甲に対し、認証製品又はその包装等に付された認証マーク等を除去し、又は抹消するように求める。
3. 乙は、認証の取消しがあったときは、理由を付して、その旨を公表することができる。

第20条 異議申立

乙は、甲から乙が講じた措置に対する異議申立があったときは、必要な措置をとる。

第21条 認証等に係る費用

甲は、乙の請求書に記載された支払期限以内に、乙が定める認証に係る費用を支払う。

第22条 契約の解除

1. 甲は、書面で通知することにより、本契約を解除することができる。この場合、本契約は、書面による通知が乙に達した日の30日後に終了する。
2. 乙は、甲に次の各号の一に該当する事由が生じたときは、本契約を解除することができる。

1) 甲が本契約の条項に違反し、乙の催告にもかかわらずその違反を是正しなかったとき
2) 甲が乙の請求書に記載された支払期日までに費用等の支払いを履行しなかったとき
3) 甲に乙との間の信頼関係を破壊する行為があったとき
4) 甲が支払の停止又は破産宣告、特別清算、民事再生若しくは会社更正の申立てを受け又は自ら申し立てたとき

第23条 不可抗力による契約の終了

天災地変その他不可抗力により乙の認証業務の遂行が不可能となったときは、本契約は当然に終了する。

第24条 合意管轄

本契約及び本契約に基づく権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。

第25条 定めなき事項

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈適用に疑義を生じた事項については、甲及び乙は日本の法令及び慣習に則り誠意をもって協議のうえその解決を図るものとする。

第26条 その他

乙のJIS認証業務規程に規定されているすべての条項は本契約の実施に適用される。

本契約締結の証として本書２通を作成し、甲、乙各自記名捺印のうえその１通を保有する。

契約締結日：　　年　　月　　日

	甲	乙
住　所		東京都渋谷区代々木5丁目14番12号
会社名		一般財団法人電気安全環境研究所
代表者	印	理事長　　　　印

ＪＩＳ認証工場調査票
セクションＢ

一般財団法人　電気安全環境研究所
〒151-8545　東京都渋谷区代々木 5-14-12
TEL:03(3466)5186　FAX:03(3466)9817

質 問 票

Ref.No. : ____________________

Ｂ．１　調査工場の名称・所在地

電　　　話 :
ファックス :
〔最寄り駅、空港などから調査工場までの地図のコピーを添付して下さい。〕

Ｂ．２．１　調査工場の事務所の所在地

電　　　話 :
ファックス :

Ｂ．２．２　認証取得者の名称・所在地

電　　　話 :
ファックス :

Ｂ．３　調査工場にいる連絡者及び副連絡者と認証製品に責任のある品質管理責任者

工場の連絡者：
所属／役職：

工場の副連絡者：
所属／役職：

品質管理責任者：
所属／役職
連絡先：

Ｂ．４　調査工場のおおよその総従業員数（パートタイマーを含む）

Ｂ．５．１　認証を希望する製品のブランド名及びモデル名等

Ｂ．５．２　適用されるＪＩＳ規格

Ｂ．６．１　外部供給事業者から購入する主要な部品・組み立て品（別紙可）

Ｂ．６．２　品質管理の実施状況を事前にＪＥＴにて確認するために、下記の(1)～(12)に関する社内規定又は関連する書面のコピーを、この質問票に添付してご提出下さい。

（１）製造設備の確認
①ＪＩＳ認証製品に関する製造設備の詳細を記載した製造設備一覧表
②製造設備の保守点検又は校正（外部委託の場合の外注管理）に関する社内規定

（２）検査設備の確認
①ＪＩＳ認証製品に関する検査設備の詳細を記載した検査設備一覧表
②検査設備の保守点検又は校正（外部委託の場合の外注管理）に関する社内規定

（３）ＪＩＳ製品規格及び検査規格の整備
①ＪＩＳの製品規格を具体的に定めた社内規定
②ＪＩＳの検査規格を具体的に定めた社内規定
（社内規格を明確に説明するためのＪＩＳ規格と社内規格との対照表を添付して下さい。）

（４）資材、原材料及び部品の受入検査について定めた社内検査規定（個別審査事項の資材の管理に関係する規定）

（５）資材、原材料、部品及び製品の保管について定めた社内規定

（６）製造工程の管理
①工程ごとの管理項目及び管理方法、品質特性及び検査方法に関する社内規格
②製造及び検査に関する作業、検査記録、管理図等に関する社内規定
③不適合品又は不適合ロットの処置、工程に生じた異常に対する処置及び予防措置に関する社内規定

（７）記録の保管期間に関する社内規定及び文書管理に関する社内規定

（８）製造工程、検査及び校正等の外注管理に関する社内規定

（９）苦情処理に関する社内規定

(10) 社内標準化及び品質管理の組織的な運営
①経営方針又は品質方針等を定めた書面
②組織図、各部署の職務内容及び責任と権限を定めた社内規定
③就業者に対して行う教育訓練計画を定めた社内規定

(11) 品質管理責任者
①品質管理責任者の資格要件及び選任方法を定めた社内規定
②品質管理責任者の職歴及び資格要件を満たしていることを証明する書面
③品質管理責任者の職務を明確にした社内規定

(12) 申込み製品の実績
①申込み製品の過去６ヶ月間の月別生産実績一覧表
②６ヶ月間に生産した製品が、JIS の品質水準を満足していることを証明した資料（ヒストグラム・グラフ・管理図等）

Ｂ．７　調査工場の品質システムは、評価され、かつ、認証されていますか？
認証書のコピーを添付して下さい。（ISO9001 の認証等）

Ｂ．８　下記に関して記載して下さい。
①ＪＩＳ認証マークをどの工程で、どの様に、どこに表示しますか。
②ＪＩＳ認証マークを使用した時期及び数量の管理方法を記載して下さい。

Ｂ．９　当社は、通常の勤務時間内であればいつでも、工場調査実施機関の調査員が受入検査を含む製造工程の全ての場所に立ち入ることを了承します。

品質管理責任者署名：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

日　　付　：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

（B.3 の品質管理責任者が記載内容を確認した上で署名して下さい。）

様式　Ｊ１　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　Page　/

Ref.No.：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

ＪＩＳ認証工場調査票

補助ページ

様式第5

JIS認証書

工業標準化法第19条第3項の規定により、鉱工業品について日本工業規格に適合するかどうか審査するとともに、当該鉱工業品の製造品質管理体制が経済産業省令で定める基準に適合するかどうか審査した結果、適合しているものと認められますので認証します

認証番号：

発行日：

認証取得者：
（名称及び住所）

日本工業規格の番号：
（種類又は等級を含む）

認証製品：
（鉱工業品の名称）

認証製品の型：
（認証の区分）

製造工場：
（名称及び住所）

一般財団法人　電気安全環境研究所

理事長

東京都渋谷区代々木５－１４－１２

JIS認証書付属書

この付属書は、JIS認証書の登録内容を補足するために発行します

一般財団法人　電気安全環境研究所

付属書番号：

認証書番号：

発行日：

認証に係る法の根拠条項：
（第19条第1項に基づく認証、第19条第2項に基づく認証、第23条第1項に基づく認証、第23条第2項に基づく認証のいずれか）

認証マーク等の表示事項及びその方法：

認証製品の本体への表示事項・方法

認証製品の包装への表示事項・方法

（以下、余白に必要項目とその内容を記載する。）

様式第6

受付番号：

JIS認証に係る変更届

（認証書記載事項の変更）

年　　月　　日

一般財団法人　電気安全環境研究所　御中

JIS認証業務実施要領第12.1項に基づき、下記の認証番号に係る内容に関し、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

1. 認証取得者：
   会社名：
   住所：

2. 認証番号：

3. 変更の具体的内容（□にチェック願います。）
   □　別紙に記載のとおり
   □　以下に記載のとおり

4. 届出に関する責任者：（所属部署、役職、氏名等を記入して下さい。）（必ず押印して下さい。）
   氏名：

   住所：

   TEL:　　　　　　　　FAX:　　　　　　　　E-mail:

備考：新たに製品を追加する場合は、JIS認証業務実施要領様式第１の認証申込書をご提出下さい。

様式第7

受付番号：

JIS認証に係る変更届
（認証製品の設計変更）

年　　月　　日

一般財団法人　電気安全環境研究所　御中

JIS認証業務実施要領第14.1項に基づき、下記の認証番号に係る内容に関し、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

1. 認証取得者：
   会社名：
   住所：

2. 認証番号：

3. 変更の具体的内容（□にチェック願います。）
   □　別紙に記載のとおり
   □　以下に記載のとおり

4. 届出に関する責任者：（所属部署、役職、氏名等を記入して下さい。）（必ず押印して下さい。）
   氏名：

   住所：

   TEL:　　　　　FAX:　　　　　E-mail:

備考：新たに製品を追加する場合は、JIS認証業務実施要領様式第１の認証申込書をご提出下さい。

様式第8

受付番号：

JIS認証に係る変更届
（製造品質管理体制の変更）

年　　月　　日

一般財団法人　電気安全環境研究所　御中

JIS認証業務実施要領第14.1項に基づき、下記の認証番号に係る内容に関し、次のとおり変更したいので届け出ます。

記

1. 認証取得者：
   会社名：
   住所：

2. 認証番号：

3. 変更の具体的内容（□ にチェック願います。）
   □　別紙に記載のとおり
   □　以下に記載のとおり

4. 届出に関する責任者：（所属部署、役職、氏名等を記入して下さい。）（必ず押印して下さい。）
   氏名：

   住所：

   TEL:　　　　　　　FAX:　　　　　　　E-mail:

備考：新たに製品を追加する場合は、JIS認証業務実施要領様式第１の認証申込書をご提出下さい。

JIS認証マーク等管理要綱

1. 目的

この要綱は、JETが認証した認証製品に対し、認証取得者が認証マーク等を使用する際の条件等について定めるものである。

2. 認証マーク

1) 認証マークは、日本工業規格への適合性の認証に関する省令（平成17年厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省令第6号）第1条に規定する表示様式第1のJISマークとする。
2) 認証マークは、単色とし、特に色は指定しない。ただし、モールド成型による表示の場合を除く。
3) 認証マークの直径は、原則として3mm以上であること。

3. 表示事項

1) 認証マーク
2) 認証マークの近傍に表示する事項
   ① 適合する日本工業規格の番号
   ② 適合する日本工業規格の種類又は等級
   ③ JETの名称又は別に定めるJETの略称
3) 付記事項
   ① 認証取得者名又は認証取得者の略称若しくは登録商標等の認証取得者を識別できるもの（認証取得者の略称又は登録商標等を表示するときは、予めJETに届け出ること）
   ② 製品の型
   ③ 認証番号（認証製品の包装に表示されているときは、本体への表示を省略できる）
   ④ 日本工業規格に規定されている表示事項
4) 表示事項は、認証製品の購入者が容易に識別でき、かつ、容易に消えない方法（印刷、押印、刻印、荷札等）で認証製品の本体及び包装に表示すること。
5) 認証製品の形状又は認証製品の包装、容器若しくは送り状に表示される他の事項から適合する日本工業規格の番号を特定することができるときは、当該番号を省略することができる。

4. 表示に係る留意事項

認証マーク等は、認証製品の本体に表示するほかに、必要に応じて当該製品の包装、パンフレット、カタログ等（会社案内等を含む。）に表示することができる。この場合において、他の認証されていない製品等があたかも認証されているかのような誤解を第三者に与えないように表示し、認証製品に関する情報の一部として表示しなければならない。

（様式第C）

設備確認チェックリスト

Doc. No.:

<table>
<tr><td colspan="4">出張試験先の名称と住所：</td></tr>
<tr><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td colspan="4">１　　試験設備等
該当する試験を実施するために必要な設備、測定器等が具備されており、かつ、これらが適切に校正、点検されていること</td></tr>
<tr><td colspan="4">(1)　試験設備の具備（添付の試験設備一覧表参照）</td></tr>
<tr><td colspan="3">☐ 具備されている</td><td>Yes　No</td></tr>
<tr><td colspan="4">(2)　試験設備の点検、校正（添付の試験設備一覧表参照）</td></tr>
<tr><td colspan="3">☐ 試験設備は、定期的に点検されている</td><td>Yes　No</td></tr>
<tr><td colspan="3">☐ 測定器は、定期校正されている</td><td>Yes　No</td></tr>
<tr><td colspan="4">２　　トレーサビリティ
計測器類は、常に国家標準との間にトレーサビリティが確保されていること</td></tr>
<tr><td colspan="3">☐ 国家標準との間にトレーサビリティが確保されている</td><td>Yes　No</td></tr>
<tr><td colspan="4">３　　試験環境
試験を実施する場所は、適用する JIS に規定された環境条件に適合していること</td></tr>
<tr><td colspan="3">☐ 試験環境は、適切である</td><td>Yes　No</td></tr>
<tr><td colspan="4">適用する JIS 番号：</td></tr>
<tr><td colspan="2">適用する JIS に規定された環境条件</td><td>確認結果（数値で記載）</td><td>結果</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>OK ／NG</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>OK ／NG</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>OK ／NG</td></tr>
<tr><td colspan="4">４　　電源
試験の結果に影響がある場合、試験実施規程（PCM-25）の６（電源）の規定に適合していること。　☐ 影響あり　☐ 影響なし</td></tr>
<tr><td colspan="3">要求事項</td><td>確認結果</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(1)</td><td rowspan="2">実負荷時における無負荷時から５０％、１００％の電圧変動率が３％以下であること。</td><td>50%時</td><td>%</td></tr>
<tr><td>100%時</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="2">(2)</td><td rowspan="2">実負荷における無負荷時から５０％、１００％の周波数変動率が０．５％以下であること。</td><td>50%時</td><td>%</td></tr>
<tr><td>100%時</td><td>%</td></tr>
<tr><td rowspan="4">(3)</td><td rowspan="4">無負荷時及び抵抗負荷（１００％、５０％、２０％）を接続した状態における電圧波形の歪率が各次高調波において２％以内、総合３％以内であること。</td><td>100%時</td><td>%</td></tr>
<tr><td>50%時</td><td>%</td></tr>
<tr><td>20%時</td><td>%</td></tr>
<tr><td>総合</td><td>%</td></tr>
<tr><td>５</td><td colspan="3">記録：(具備されており満足なものか)</td></tr>
<tr><td>(1)</td><td colspan="2">試験設備の定期点検の記録</td><td>Yes　No</td></tr>
<tr><td>(2)</td><td colspan="2">測定装置の校正の記録</td><td>Yes　No</td></tr>
</table>

試験環境及び試験設備等の確認日　　　：　　　年　　月　　日

確認者氏名：　　　　　　　　　　　　総合判定　適合・不適合

（様式第C付属書）

試験設備一覧表

設備名	仕様等	管理番号	校正有効期間 （定期点検日）

（備考）1.校正を必要としない試験設備は、括弧内に定期点検日を記載する。
2.この表は、試験設備一覧を定めるもので、これらの項目が網羅されていれば、様式形態を問わない。

（様式第一）

JIS ラボ登録申込書

1　ラボの種類：

☐ JIS メーカラボ　　☐ 第三者試験機関のラボ

2　ラボの名称と住所：

責任者
Tel.
Fax
E-mail
Website

3　登録希望の範囲：（JIS 規格番号、項目番号等）

4　試験員及び試験結果確認者の氏名及び略歴：

5　添付書類：（品質マニュアル、設備リスト等）

2　担当者のご連絡先：

住所、所属等

氏名
Tel.
Fax
E-mail

（様式第二）

製品試験に関する契約書

（以下「甲」という）と一般財団法人電気安全環境研究所（以下「JET」という）は、JETのJIS認証業務規程に基づく製品試験に関し、次のとおり契約する。

（試験結果の活用）
第１条　JETは、甲が希望する電気製品及び試験項目の範囲毎に甲が製品試験を実施する能力があることを確認したときは、甲より提出された試験結果を製品試験に活用することができる。

（契約期間）
第２条　この契約の有効期間は、この契約成立の日から3年間とし、契約期間満了の１ケ月前までに甲又はJETのいずれからも契約解除の意志表示がないときは、この契約はさらに１年間更新されるものとし、以後この例による。

（甲の義務）
第３条　甲は、この契約に基づく試験業務について、JETのすべての指示を遵守する。
２　甲は、製品試験を行うために必要な品質システムを具備し、維持及び管理を行う。
３　甲は、製品試験を行うために必要な装置、設備等を具備し、適正な管理を行う。
４　甲は、製品試験に適用される規格に関する知識及び経験を有する職員を試験業務に従事させる。
５　甲は、製品試験が終了したときは、試験を実施した製品の技術データ、写真等を含むJETが指定する報告書をJETに提出する。
６　甲は、製品試験に関するすべての適切な記録を10年間保管する。
７　甲は、製品試験を実施する能力があることの確認及び維持のためにJETによる査察を受け入れる。
８　甲は、この契約に基づく試験業務に関する内容について変更が生じたときは、速やかにJETに文書で通知する。

（賠償責任）
第４条　この契約に基づき行われる製品試験に関して、JETが第三者に対して損害賠償その他の負担をさせられたときは、甲はJETの求償に応ずるものとする。ただし、甲に故意又は過失がないときは、この限りでない。

（守秘義務）
第５条　甲は、JETから知り得た一切の情報を製品試験業務にのみ使用するものとし、他の目的に使用し又はJETの承諾若しくは法令に基づく等の正当な理由なくして第三者に漏らしてはならないものとする。ただし、契約締結時に公知であった情報、契約締結後に甲の故意又は過失によらずに公知になった情報及び甲が第三者から適法に取得した情報は除く。
２　甲は、製品試験に従事する職員に前項の守秘義務を履行させるものとする。
３　甲は、第１項の規定がこの契約の終了後５年間有効であることを確認する。

（手数料及び費用）
第６条　手数料及び費用並びにその支払方法は、JETが別に定める方法によるものとする。

（第三者への業務委託の禁止）
第７条　甲は、試験業務の全部又は一部を第三者に委託することはできない。

（権利の譲渡禁止）
第８条　甲は、この契約によるJETに対する権利を第三者に譲渡してはならない。

（契約の解除）
第９条　甲は、３ケ月前までに書面で通知することにより、この契約を解除することができる。
２　ＪＥＴは、甲に次の各号の一に該当する事由の生じたときは、この契約を解除することができる。
(1) 甲がこの契約の条項に違反し、JETの催告にもかかわらずその違反を是正しなかったとき
(2) 甲にJETとの間の信頼関係を破壊する行為があったとき
(3) 甲が支払の停止又は破産宣告、特別清算、民事再生若しくは会社更正の申立てを受け又は自ら申し立てたとき

（契約の変更）
第10条　この契約は、甲及びJET双方の文書による合意に基づき変更することができる。

（合意管轄）
第11条　この契約及びこの契約に基づく権利義務に関する紛争については、東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を専属の合意管轄裁判所とする。

（定めなき事項）
第12条　この契約に定めのない事項及びこの契約の解釈適用に疑義を生じた事項については、甲及びJETは法令及び慣習に則り誠意をもって協議のうえその解決を図るものとする。

この契約締結の証として本書２通を作成し、甲、JET各自記名捺印のうえその１通を保有する。

年　　月　　日

甲　：

JET：東京都渋谷区代々木５丁目14番12号
一般財団法人電気安全環境研究所

理事長